



会 期 2019年6月19日(水)~22日(土) 会 場 ポートメッセ名古屋

主な出展規程

1.出展料金の請求と支払い

事務局が出展申込書の記載事項を確認の後、出展者に出展料金の請 求書を送付します。出展者は、請求書記載の期日までに出展料金全 額を事務局指定の口座へ振込むものとします(お支払いは銀行振込 のみで、手形・小切手・直接現金でのお支払いは受け付けておりませ ん)。なお、出展料金を含め本展示会に関する全ての請求についての 振込手数料は出展者が負担するものとします。

2. 出展申込みの受理、成立期日について

出展者が事務局の定める手続きを行い、その出展申込書(申込みシステ ムの利用、出展申込書の郵送、ファックス、eメールなど)を事務局が受領 した時点で申込成立とします。ただし、出展内容が展示会趣旨にそぐわ ない場合や出展資格を有しないと事務局が判断した場合は出展をお断 りする場合があります。

3.出展申込の取消(キャンセル)

- (1)出展申込の取消または申込内容の変更は原則として認めませんが、 やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更(出展小間数の一部 キャンセルなど)を行う場合には、その理由を明記した文書を事務局 に提出し、承諾を得て下さい。
- (2)やむなく出展の取消もしくは申込内容の変更を行う場合には、その 時期に応じて下記の出展取消料をお支払い下さい。なお、下表は事 務局が出展者からの取消・変更通知書面を受領した日を基準としま

書面による取消・変更通知を受領した日	出展取消料
出展申込日~2019年1月31日	出展料金の 10%
2019年 2月1日 ~ 2019年 2月14日	出展料金の 50%
2019年2月15日 ~ 2019年2月28日	出展料金の 75%
2019年3月1日以降	出展料金の100%

- (3)出展者が上記相当金額を支払っていないときは、取消通知後、直 ちに支払うものとします。出展者が既に支払った金額が上記相当 金額を超過している場合は、超過分を事務局より返金します。この 場合、振込手数料は出展者の負担とします。
- (4)事務局は、次に該当する場合、出展者に対し、何らの予告無しに出 展を取消することができ、また、出展料金全額をお支払いいただき ます。この場合、事務局は当該場所を適切な方法で使用すること ができるものとします。
 - ①2019年2月28日(木)までに出展料金を完納しない場合
 - ②事前申告なしに搬入日の2019年6月18日12時までに小間の 使用を開始しない場合
 - ③出展規程および関連規程に記載の事項に違反し、事務局の催告 によっても改善が認められない場合

4. 小間位置の決定

- (1)小間の位置は、出展物の内容、申込順位、出展実績、会場全般の 構成、実演の有無などを考慮して事務局が行い、後日通知します (予定)。出展者は小間の割当について、苦情や出展取消等を申し 出ることはできません。
- (2)主催者は、消防法令上または出展者の展示効果向上のために小 間図面を変更し、それに伴い小間を再配置することができます。そ の際、出展者は小間位置変更に関する損害賠償請求はできな いものとします。

5. 小間の転貸等の禁止

出展者は、割り当てられた小間の全部または一部を第三者に譲渡・ 貸与もしくは出展者相互において交換することはできません。

6.共同出展者の取り扱い

2社以上の会社が共同出展をする場合は、原則として1社が代表して 申し込むものとし、出展料金などの各請求をはじめとする事務局からの 全ての連絡は、申込者の実務担当者へのみ通知するものとします。 なお、共同出展する社名などを申込時に事務局へ通知するものとします。

7.出展物および展示装飾・実演に関する規制と撤去・搬出

- (1)小間内の出展物および装飾物等が、後日事務局より通知される期 日内に撤去・搬出されない場合は、出展者の費用負担で、事務局によ り撤去・搬出できるものとします。
- (2)展示ブース内の実演において、本展示会に出展していない企業 の機械・製品を使用することは禁止いたします。
- (3)いかなる方法でも、近隣の小間の妨げとなる小間の造作はできな いものとし、近隣小間の出展者から苦情がでた場合、事務局が展 示会運営上の立場から判断し、小間装飾などの変更が必要と判 断した場合は、当該小間の出展者はその変更に同意するものとし ます。この場合に発生する費用は、出展者の負担とします。
- (4)事務局は展示会開催趣旨・目的などの観点から問題があると思わ れる出展物の展示や装飾に関して規制または撤去する権限を 有するものとします。この場合、事務局は出展者に対して輸送・展示 費用などの負担や出展料金などの返金について一切の責任を負 わないものとします。

8. 出展物の管理と免責

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど会場 全般の管理・保全にあたりますが、出展物への天災、不可抗力、盗難、 いてその責任を負わないものとします。出展物、備品の管理は出展者の 責任の下、万全を期して行って下さい。

9.損害賠償

出展者は、出展者自身または出展者指定の業者などの代理人の不注意、 その他の理由により、展示会場設備または展示会建造物もしくは人身な どに対して与えた一切の損害について責任を負うものとします。出 展者は保険へ加入するなど、十分な対策を講じて下さい。

10.展示会開催の変更・中止

- (1) 主催者は、天災、その他の不可抗力により会期・会場を変更、展示 規模の縮小、または開催を中止することがあります。主催者は、こ れによって生じた損害の補償や費用の増加、その他不利な事態に 陥るなどに対する責任を負わないものとします。なお、展示会開催 を事前に中止した時は、既納出展料金より既発生の費用を控除 した残額の一部を返金します。
- (2) 出展申込みは、変更された会期等について有効とし、会期変 更などを理由として出展を取消すことはできません。

11.規程の遵守

出展者は本出展規程をはじめとする主催者が定める諸規程を遵守す ることに同意のうえ出展申込みをするものとし、この点において将来い かなる時点においても一切の異議を申し立てないこととします。出展 者は主催者が定める全ての規程を本展および出展者の利益保護の ためのものと解釈し、その実行に協力するものとします。

お問い 合わせ

インターモールド振興会

〒540-0008 大阪市中央区大手前1-2-15 (株)テレビ大阪エクスプロ内

TEL: 06-6944-9911 FAX: 06-6944-9912

E-mail: infoim2019@tvoe.co.ip